

13.9.09

国住指第1930号

平成25年9月5日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



設計者及び工事監理者の確認申請書等への記載の徹底等について

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部を改正する省令（平成19年6月20日施行）により、各設計者等の責任を明確にするため、確認申請書の様式等が見直され、様式上、当該確認を受けようとする建築物の設計者及び工事監理者全員の氏名等を記載することとされたところです。これについて運用の徹底を図るため、今般、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し別添の技術的助言を送付し、平成25年10月1日より、建築確認手続きの中で設計図書への記名押印並びに設計者及び工事監理者の確認申請書等への記載に関する確認を徹底するよう要請しましたので、ご連絡いたします。

また、従来、実際に構造／設備設計を行った者は記名押印せず、意匠設計者が記名押印することが慣例的に行われてきたことに鑑み、構造／設備設計一級建築士講習（以下、単に「講習」という。）において、一級建築士として5年以上構造／設備設計の補助業務に従事した後、講習の課程を修了した一級建築士については、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条の2第1項第2号及び同条第2項第2号に基づき、同条第1項第1号及び同条第2項第1号に掲げる一級建築士と同等の知識及び技能を有すると認めてきたところですが、上記の設計図書への記名押印並びに確認申請書等への設計者及び工事監理者の記載の徹底の趣旨を踏まえ、平成25年10月1日以降に従事する構造／設備設計の補助業務については、同等と認める業務の中に含まないこととする方針ですので、ご連絡いたします。なお、工事監理の補助業務についても、設計の補助業務と同様の扱いとします。

なお、構造／設備設計一級建築士の関与が必要な建築物について、構造／設備設計一級建築士と協同して構造／設備設計一級建築士以外の建築士が設計を行うことは可能であり、その場合には、法第20条第1項に基づき当該建築士が設計図書へ記名押印するとともに、当該建築士が設計を行った範囲について、法第20条の2第2項又は第20条の3第2項に基づき構造／設備設計一級建

築士が法適合確認を行うことが必要ですので、ご注意ください。

貴会におかれましては、これらの措置について会員に対して周知を行い、建築基準法・建築士法の円滑な施行にご協力いただきますようお願い申し上げます。